相続人代表者届出書

呉 市 長 殿

| 冒出人 | 住所 | | | |
|-----|-----|---|-------|-----|
| | | | 被相続人と | の続柄 |
| | 氏名 | | (|) |
| | 電話(|) | _ | |

被相続人が納税義務を負う軽自動車税(種別割)の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に 関する書類を受領する代表者を,相続人の総意により,下記のとおり決定いたしましたので地方 税法第9条の2の規定に基づき届け出ます。

【被相続人】

| 氏 名 | 死亡年月日 | 車両区分 | 標識番号 | 年税額 |
|-----|-------|------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | 円 |

【相続人代表者】

- □上記届出人と同じ(以下は記入不要です)
- □届出人以外の相続人

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 被相続人との続柄 |
|-----|------|-----|----------|
| | | | |
| | 電話(|) — | |

地方税法第9条の2

(相続人からの徴収の手続)

- 第九条の二 納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。)においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。
- 2 地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間 内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合におい て、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 被相続人の地方団体の徴収金につき、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収又は還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該被相続人の地方団体の徴収金につきすべての相続人に対してされたものとみなす。